

長期保管は当然、一斉焼却中止・住民合意の解決が争点

—村井知事候補の指定廃棄物に関わる発言について—

2017年10月6日

宮城県議会議員 中嶋 廉

知事選挙に立候補した現職の村井嘉浩候補が告示日の10月5日、加美町で第一声を行い、8000Bq/kgを超える放射性物質汚染廃棄物（指定廃棄物）について、長期保管する案を発言しました。＝別紙資料①の「大崎タイムス」10月6日付けを参照＝

1, 県庁の担当課も寝耳に水でビックリ—「トップダウン」の発言

村井知事は10月1日付けで組織機構を改編し、環境生活部の循環型社会推進課の中に「放射性物質汚染廃棄物対策室」を新設したばかり。問い合わせに対して、室長は、「何も聞いていない。報道で知り、情報収集しているところです」と回答しました。

村井氏のお得意のトップダウン発言のようです。

2, 発言は環境省の提案と同一内容—長期保管は当然で、住民運動の成果

環境省は、7月10日に宇都宮市で「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議」を開催し、市町単位で1ヶ所または数ヶ所の暫定保管場所を確保し集約する方針を示しました。＝別紙資料② 環境省が栃木県で行った提案を参照＝

環境省が新しい方針を提案せざるを得なくなったのは、最終処分場建設計画に反対し、放射性物質汚染廃棄物は保管を原則にするよう求めてきた世論と運動の成果です。

しかし、環境省は指定廃棄物最終処分場（長期保管施設）を各県に1ヶ所整備する方針を変えていません。村井嘉浩候補の発言は、この環境省の提案と同一内容のものです。

3, 他県にない「8000Bq/kg以下の廃棄物の焼却加速」—全量焼却の危惧

栃木県の市町村長会議は、環境省の提案を協議しましたが、合意には至っていません。

宮城県は、村井知事が8000Bq/kg以下の放射性物質汚染廃棄物の焼却処分を加速しようとしていることが他県とは異なります。指定廃棄物が8000Bq/kgを下回ったら、指定を解除して、一般廃棄物として扱い、焼却することに道が開かれています。「焼却の加速は、現在の指定廃棄物も含めて、汚染廃棄物の全量焼却に行き着くのではないか」と危惧する声がたえません。

4, 一斉焼却と特措法の見直しが争点—多々良知事の誕生こそ問題解決の力

この問題の争点は、住民自治を否定して焼却と最終処分場を押しつけている国の方針（基本計画）と特措法の見直しを求めるかどうかです。

県の担当課は、「（村井嘉浩候補の）真意を確認するのは選挙後になる」としており、まだ何も決まっていない状態です。

多々良知事の誕生で、放射性物質汚染廃棄物問題でも県政の転換を実現しましょう。



大阪府 元県議 元陸上自衛官 防衛大 仙台市

良々多 共産

業の現場で苦悶する 業と地元中小企業を庇 支援する政策を優先した さんとともに「人」食 本大震災の被災者から い。また、原子力発電 「環境」を大切にす 宮城県を築いていく。



村井 嘉浩 57 無現 = 自民・公明支援 =

どこで第一声をやる できた。三陸道、東北高 の4年で長期ケアの道 筋をきっちりつけた。 筋をきっちりつけた。 今日、ネクタイはちよ っと地味かもしれない が、こころし きたった父 音の心のケア、コミュ がなくなった。ゴール デンウィークには仙台 に呼ぶ予定だった。こ のネクタイは父の形見。

長期ケアの道筋を

村井氏 指定廃 長期保管案示す 最終判断は国側と前置きし

知事選に立候補した 現職の村井嘉浩候補は 5日、加美町の旭公民 館で第一声を言い、8 000トンを超える指定 廃棄物について、最終 物を堆肥化やすき込 み、焼却で圏域ごとに 処理する準備が各市町 村で進んでいること、 について「恐らく年内か 年明け早々にも試験焼 却が始まる。試験焼却 ても指定されてはい

るが濃度が薄いものは たくさんある。また議 論することになると思 うが、すき込みや焼却 で処理することは可能 だ」と述べた。 そのうえで最後に残 る8000トン超の指定 廃棄物について村井氏 は、最終的には国が決 めることと前置きした りうえで「あえて反対が 強い、不安をおおるよ だ」と話していた。

今日の天気 10月6日(金) 晴れ 曇り 雨 雪 仙台宮城気象台 5日 AM11時発表

東部  のち	降水確率 午前 0% 午後 10% 気温 最高 19℃ 最低 9℃ (仙台)	西部  のち	降水確率 午前 0% 午後 10% 気温 最高 19℃ 最低 8℃ (仙台)
	4日古川の気温 最高 17.9℃ / 最低		4日古川の気温 最高 17.9℃ / 最低



栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について（案）

平成 29 年 7 月
環 境 省

○国が長期管理施設を県内 1ヶ所に整備する方針は堅持。指定廃棄物は、最終的には国で責任をもって処理する。

○しかし、同施設の整備に相当の期間を要すると見込まれるため、それまでの間は各市町での保管をお願いすることになるが、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、可能な限り速やかに、中間処理による減容化や集約化等を行うこと等により、保管の負担の軽減を図る。

○具体的には、保管農家がある市町単位（又は広域処理組合単位）で、地元のご意向を踏まえ 1ヶ所又は数ヶ所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を（必要に応じ減容化した上で、）集約する。これにより、個人が保管している状況を解消することを目指す。

- ・集約のあり方、暫定保管の場所、減容化の方法、保管の方法等については、市町のご意向、ご提案に基づき、環境省・県・市町とで協議し、連携して対応する。
- ・減容化の方法としては焼却が望ましいが、市町のご意向により、乾燥圧縮等の方法も採り得る。
- ・集約先の暫定保管場所においては、市町のご意向を踏まえ必要があれば、現在の一時保管場所以上に安全性が確保されるような保管強化措置を講じる。
- ・指定廃棄物に係る国の責任を十分に果たすべく、減容化・集約化に要する経費は全額国費をあてるほか、安全性に係る技術的説明を行う。
- ・これらはいくまで暫定的な保管であり、将来的には、国が県内 1ヶ所に整備する長期管理施設へ搬出する。

※ 市町のご意向により、指定廃棄物とともに基準値（8 千 Bq/kg）以下の廃棄物や除染廃棄物を一緒に減容化・集約化する場合でも、国費で支援する仕組みを検討する。

※ 個人保管以外の指定廃棄物についても、長期管理施設へ搬出するまでの間、国の責任で一時保管場所の維持管理に万全を期すとともに、基準値以下となったものは指定解除して通常の廃棄物として処理する等、保管量の減量化に努める。